

函館市地域包括支援センター あさひ

(地域包括支援センター運営業務)

令和7年度（2025年度）活動評価

令和8年度（2026年度）活動計画

西部圏域



— 目 次 —

1. 圏域の現状と課題	．．．	1
2. 重点活動	．．．	3
3. 令和7年度活動評価および令和8年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	．．．	4
(ア) 総合相談支援業務	．．．	4
(イ) 権利擁護業務	．．．	8
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	．．．	12
(エ) 地域ケア会議推進事業	．．．	18
イ 生活支援体制整備事業	．．．	22
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	．．．	22
ウ 認知症総合支援事業	．．．	26
(ア) 認知症初期集中支援推進事業	．．．	26
(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業	．．．	26

圏域の現状と課題

1. 人口の推移と年齢構成

(人)

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R7.9	割合	全市
年少人口	1,245	1,207	1,136	1,069	1,007	967	6.4%	8.4%
生産年齢人口	8,056	7,861	7,626	7,505	7,446	7,384	48.8%	54.1%
老年人口	7,456	7,393	7,223	7,007	6,862	6,765	44.8%	37.5%
65～74歳	3,324	3,299	3,052	2,832	2,597	2,515	16.6%	15.6%
75歳以上	4,132	4,094	4,171	4,175	4,265	4,250	28.2%	21.9%

2. 世帯構成 (R7.9)

(世帯)

	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	3,371	35.0%	27.3%
高齢者複数世帯	1,207	12.5%	12.9%
その他	5,048	52.4%	59.8%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

(人)

	R6.9	R7.9	全市
認定者数	713	692	7,676
認定率	10.3%	10.2%	8.8%
給付実績	454	401	4,198
給付率	6.5%	5.9%	4.8%

4. 介護保険サービス事業所数 (R7.9)

(件)

	事業所数
居宅介護支援等 (※1)	7
地域密着型サービス (※2)	7

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く）の件数

5. 医療機関の状況 (R7.9)

病院	1	介護医療院
クリニック	17	内科 (8) 総合診療 (1) 整形外科 (1) 脳神経外科・内科 (1) 外科 (1) 小児科 (1) 眼科 (1) 皮膚科 (1) 心療内科 (1) 人工透析 (1)

6. 教育機関の状況 (R7.9)

認定こども園、保育園、幼稚園	4園
小学校	3校
学童	4か所
中学校	1校
高等学校	1校
大学・専門学校	1校

7. 町会 (R7.9)

町	18町
町会	20町会
在宅福祉委員会	18委員会
老人クラブ	8クラブ

8. 地域の特徴

- ・圏域内の人口は過去10年で3,512人（年少人口520人減、生産年齢人口2,211人減、老年者人口781人減）減少している。特に生産年齢人口の減少が顕著で少子高齢化が進行している。
- ・古くから住んでいる住民が多く地縁に支えられた「力」があり、住民同士の繋がりが強い地域であったが、世代交代により近所付き合いが希薄になり、これまでできていた日常的な見守りや支え合いが減っている。
- ・独居高齢者や高齢者世帯が多く、逝去や施設入所等で空き家、空き地が多い。空き家の老朽化や倒壊等による環境悪化の不安がある一方で、新しい家が建っている地域もある。
- ・町会役員の高齢化や担い手不足により、町会活動や行事が中止、縮小しているが、工夫しながら継続している。また、町会役員の世代交代で新しい活動を行っている地域もある。

9. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	認知症や精神疾患（疑いを含む）があるのに適切な支援に繋がっていない高齢者がいる。	・認知症高齢者に対する関わり方に不安を抱えている専門職がいる。・本人と家族の要望が合致しない。・ケアマネジャー（以下「ケアマネ」という。）と民生児童委員（以下「民生委員」という。）の繋がりが一部のみに偏っている。	専門職と地域の支援者が一緒に取り組むことで、認知症の理解者や協力者を増やしネットワークを継続することができる。
3	認知症や精神疾患（疑いを含む）があるのに適切な支援に繋がっていない高齢者がいる。	・本人と家族の要望が合致しない。・ケアマネと民生委員の繋がりが一部のみに偏っている。・本人のできない部分にばかり目が向きがち。・認知症への負のイメージが強く、在宅生活より施設や入院を先に考えてしまう。・目の前にいる人が認知症や精神疾患だと考えられない。・地域住民はおかしいと思っていても同居家族がいると介入が難しく、声を挙げづらい。・近隣との関係性が希薄なため、変化に気づきにくい。	地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、地域の支援者等に相談することができる。
2	自然と行えていた助け合いが難しくなっている。	・就労している地域住民が多く、町会活動等に参加できない。・近所の方が亡くなったり、施設入所しており、近隣住民が減少している。・民生委員や在宅福祉委員（以下「在福」という。）だった人が支えられる側になった。・独居の方の安否確認相談があった。・若い世代が町会に加入しない。・親世代同士では親しかったが、親が亡くなることで交流が無くなる。・人口が減少している。・生産年齢人口と高齢者人口の差が年々縮まり、ほぼ同数である。・身寄りがいない、または疎遠や遠方である。・地域の支援者の顔ぶれが大きく変わった。	地域住民や民間企業が普段の生活の中で見守りを意識し、既存の見守り体制を維持できる。

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	専門職と地域の支援者が一緒に取り組むことで、認知症の理解者や協力者を増やしネットワークを継続することができる。	・個別ケースを検討する地域ケア会議（以下「個別ケア会議」という。）で参集者と一緒に課題解決に向けて検討する。また、個別ケア会議から地域課題を検討する地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）へ展開する。 ・広報、啓発（出前講座の開催、認知症サポーター養成講座（小・中学校）の開催、認知症ケアパス配布、広報紙に記事掲載） ・世界アルツハイマーデーの企画、準備と参加。 ・新たなネットワークの構築（圏域内の和菓子屋）。 ・専門職、地域の支援者向けの勉強会や懇談会を開催する。また、事例検討を実施する。
2	地域住民や民間企業が普段の生活の中で見守りを意識し、既存の見守り体制を維持できる。	・既存の見守り体制の維持（犬の散歩をしている方たちによる見守り・聞き取りや意見交換、船見第一町会集いの場、サロンひだまり、東川団地集いの場等の後方支援） ・広報、啓発（見守りに関するリーフレットの配布、地域の見守りに関する出前講座） ・ケアマネと民生委員の懇談会、意見交換会の開催。 ・民生児童委員連絡協議会（以下「民児協」という。）への出席。 ・新たなネットワークの構築（圏域内の和菓子屋）
3	地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、地域の支援者等に相談することができる。	・個別ケア会議で参集者と一緒に課題解決に向けて検討する。また、個別ケア会議から地域ケア会議へ展開する。 ・広報、啓発（出前講座の開催、認知症サポーター養成講座（小・中学校）の開催、認知症ケアパス配布、広報紙に記事掲載）※地域包括支援センター（以下「包括」という。）が相談先であることの周知も実施する。 ・認知症カフェを開催する。 ・事例検討を実施する。

令和7年度活動評価および令和8年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
総合相談支援業務	○出張相談会 予定していた青柳団地は、開催できなかった。 ○団地住民からの相談の内容 ・団地管理人から様子が気になる住民の相談があった。 ・団地管理人から自分の家族の件で相談があった。 ・団地住民から動けなくなっている同じ団地の住民の相談があった。 ○包括を周知した米穀店：4店舗 【米穀店で聞き取った内容】 ・店主が高齢で何度も店を閉めようと思ったが、配達して欲しいと言われると辞められず、自分の健康のためと思って店を続けている。 ・買い物に行けない高齢者への配達を細々と行っている。 ・配達をしている客の中には、店の電話番号を何度伝えても忘れてしまうので、店の電話番号を大きく書いた紙を渡しているが、忘れてしまう人がいる。包括が関わっていると聞いているので大丈夫だと思っている。 ・西部地区の範囲で希望があれば高齢者宅へ配達することがある。 ・以前は、注文の連絡が何回も来る高齢者がいて、認知症かなと思ったことがあった。 ・以前は店舗が広かったので客達がお喋りするなど、集いの場になっていたが、商売の規模を縮小して店舗が狭くなつてからは、客が集まることができなくなっている。 ・米や食料品、切手や収入印紙等の販売と宅急便の受付をしている。車を運転していた店主の夫が他界後は配達が難しくなっているが、馴染みの高齢者の客から配達の依頼があると店主自身がキャリアに米袋を入れて届けている。 ・注文の商品が店内になければ、スーパーで購入し届けることもある。 ○広報紙の新規配布先件数：13か所 ○包括について周知した出前講座：2回 ○包括についてのリーフレット配布：13回	【活動目標】 団地住民が困りごとを相談することができる。 【評価】 ・相談会を予定していた団地で長年管理人業務を担っていた方が施設へ入所したため、相談ができず、相談会は開催できなかった。長年管理人業務を担っていた方の施設入所支援を通して、同じ団地住民と話す機会が多くあり、自分の兄弟のことや施設の種類、入所方法などの相談が多くあった ・出張相談会は開催できなかったが、団地住民からの相談が増加したため、目標は達成できたと評価する。 ・団地管理人や自治会長、団地住民から相談があることを踏まえ、包括が相談先であることはある程度周知できていると思われる。これまで通り、管理人や自治会長への広報紙の手渡しや、団地住民宅へのポスティングや掲示板への掲示を継続し本人が困った時には速やかに相談ができるような周知方法が有効であると考え。来年度は団地での出張相談会は開催せず、町会加入をしていないマンション等に対し、包括が相談先であることを周知する方法を検討する必要がある。 【活動目標】 地域の民間企業が包括が相談先であることを知ることができる。 【評価】 ・圏域内の米穀店4店舗へ包括の周知と聞き取りを行った。米穀店では、重い米の配達や、米以外の食料品の販売、宅配便の受付などを行っている店舗もあり、高齢者の生活の一助となっていることが把握できた。 ・米穀店の高齢者の客の中には、認知症を疑われる方がいたことも聞き取ることができた。馴染み客は高齢者が多いようで、今後も連携し、相談先としての包括役割について周知する必要がある。 ・本の配達販売をしている本屋と理容院から個別のケース相談があり、改めて包括が相談先であることを周知できた。 ・圏域内の米穀店4店舗や個別相談により、包括が相談先であることを周知できたため、目標は達成できたと評価する。今後も、圏域内にある民間企業へアプローチしていく。



令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.高齢者本人や家族、地域の支援者、関係機関、民間企業が包括が相談先であることを知ることができる。	1-①包括の広報、啓発 ・新たに圏域内の和菓子屋と高齢者が多く住んでいるマンションへ、包括が相談先であることを周知する。 ・見守りネットワーク事業対象者へ包括のリーフレットと広報紙の配布を継続する。 ・団地管理人や自治会長が変更した際には、新たな管理人や自治会長へ包括が相談先であることを説明する。 ・団地管理人や自治会長へは広報紙発行時に手渡しで配布し、気になる高齢者がいないか確認する。手渡しできない場合は、異変に気付くポイントが掲載されたリーフレットとともに配布する。 ・広報紙の定期発行と地域の支援者や関係機関、民間企業への配布を継続する。 ・出前講座や認知症サポーター養成講座の開催時に、参加者へ包括が相談先であることを都度周知する。 1-②ネットワークの構築 ・既にネットワークを構築している地域の支援者や関係機関、民間企業へは改めて包括が相談先であることを周知する。 ・総合相談や地域ケア会議などを通じて知り合った関係機関へは、改めて包括が相談先であることを周知し、ネットワークを継続する。	・和菓子屋とマンションへ包括の周知ができたかの有無 ・本人、家族、地域の支援者、関係機関、民間企業からの相談の有無

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
総合相談 支援業務	○総合相談対応件数 (件)			【活動目標】 相談受付体制が整備され、包括が適切な対応をすることにより、地域住民が必要とする支援を受けることができる。 【評価】 ・朝礼や定例会議を自立相談支援機関（以下「包括自立」）を含む全職員で行った。様々なケースを共有し、対応する職種や連携について検討した初回訪問の報告を必ず行い、権利擁護対応やケアマネ支援についても検討した。 ・対応に苦慮しているケースは全職員で共有し、支援方針を検討した。また、必要に応じて事例検討会等を開催し、職員のスキルアップに繋げた。 ・朝礼や定例会議の内容について、変更や修正が必要な際に適宜共有し、見直しや効率化について検討した。 ・聞き取りが不十分なケースもあったが、職員から積極的に質問があり、ケースのアセスメントや次の聞き取りに繋げることができた。 ・安否確認に関して、令和6年度同様、現場対応と事務所で情報収集を行う職員とに分かれ、連携を図ることで、迅速な対応を行うことができた。また、安否確認受付票に関しては、令和6年度同様、聞き取りながらの記入は定着しなかったが、職員それぞれが緊急性を判断し、役割分担が明確化される体制が整っているため、適切な対応ができていた。対応終了後の振り返りやケース発生時に不在であった職員との共有に活用した。 ・安否確認の相談件数については、令和5年度は猛暑による影響で多かったが、徐々に減少し、令和7年度は半数以下となった。その中で、民間企業からの相談割合は増加しており、今後も民間企業等に対し、包括の役割について周知を継続して行う必要がある。 ・包括内でケースや対応方法を十分に共有し、検討できており、包括自立とも必要に応じた連携を図る体制が整備されている。また、地域住民の必要な支援に繋げることができたため、目標は概ね達成できたと評価する。しかし、相談受付時の聞き取り内容の統一や包括自立の支援が必要と思われる相談への対応等について、まだ不十分な点もあったことから、今後も継続して相談体制を整備していく必要がある。
		R5年度	R6年度	R7年度
	実件数	992	968	908
	延件数	1,573	1,475	1,370
	・相談内容内訳（延・重複あり） (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	介護保険・総合事業	1,152	1,134	1,019
	保健福祉サービス	138	100	91
	介護予防	11	5	1
	心身の健康	154	226	212
	認知症	256	187	246
	住まい	92	93	113
	権利擁護	1	12	11
	安否確認	19	23	10
	その他	71	70	92
	○安否確認の相談対応件数 (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	相談対応件数	29	23	11
	・相談者内訳 (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	包括職員	3	0	0
	別居家族	2	1	0
	民生委員	6	5	2
	民間企業	7	4	5
	病院	1	0	1
	ケアマネ	3	0	1
	介護保険事業所	4	5	1
	町会、近隣住民	0	2	1
	知人	2	4	0
	団地の管理人	1	0	0
	行政	0	1	0
	警察	0	1	0
	合計	29	23	11
	※介護保険事業所：ヘルパー			
	※民間企業：配食弁当、新聞店、宅配業者			
	○自立相談支援機関との連携回数 13件 ・相談内容内訳（延・重複あり） (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	家庭・近隣トラブル	4	2	0
	病気・怪我	1	1	2
	障害、不安等	1	0	0
	生活困窮	6	9	6
	各種滞納、債務	1	3	3
	食糧難	2	1	1
	不動産、住居	2	0	5
	○包括内で事例検討した件数 25件			

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
2.相談受付体制が整備され、包括が適切な対応をすることにより、地域住民が必要とする支援を受けることができる。	2-①朝礼 ・全職員で行い、情報を共有する。 ・初回訪問の報告を必ず行い、支援内容や今後の方針について適宜検討する。 ・介護支援専門員に対する個別支援（以下「ケアマネ支援」という。）や権利擁護ケースを共有し、対応を検討する。 2-②定例会議 ・全職員で行い、お互いの視点で情報の共有や対応について検討を行い、必要時に連携を図る。 ・対応に苦慮しているケースを共有し、支援方法を検討する。（権利擁護ケース、ケアマネ支援、地域ケア会議、セルフマネジメント、認知症初期集中支援チーム、事例検討会 等） ・朝礼や定例会議の開催内容について適宜検討する。 ・高齢部門、包括自立問わず対応できるよう、相談受付時の聞き取り事項や知識を共有する。	・相談対応件数 ・相談内容内訳 ・検討した事例の件数 ・包括自立と連携した内容 ・支援内容

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

令和7年度 活動評価																																			
事業内容																																			
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																																		
○権利擁護相談対応状況 ・対応件数、項目別対応数（重複項目あり） ※（）＝令和7年度新規ケース（件） <table><tr><td>実件数</td><td>26(19)</td></tr><tr><td>高齢者虐待</td><td>9(5)</td></tr><tr><td>成年後見等</td><td>7(5)</td></tr><tr><td>消費者被害</td><td>0</td></tr><tr><td>困難事例</td><td>19(15)</td></tr></table> ・権利擁護ケースの内訳（重複項目あり） ※（）＝令和7年度新規ケース（件） <table><tr><th colspan="2">個人的要因</th><th colspan="2">社会的要因</th></tr><tr><td>認知症</td><td>19(15)</td><td>家族の問題</td><td>14(10)</td></tr><tr><td>知的・精神・発達障害</td><td>9(4)</td><td>身寄りなし</td><td>10(8)</td></tr><tr><td>疾病・依存症</td><td>9(7)</td><td>経済困窮</td><td>13(9)</td></tr><tr><td>性格・気質</td><td>16(10)</td><td>地域との関係</td><td>8(7)</td></tr><tr><td>その他</td><td>1(1)</td><td>その他</td><td>6(6)</td></tr></table> ※不適切なケア：1 ※知的・精神・発達障害（以下「精神疾患」という。）のケース9件のうち7件は、認知症にも要因があるケースであった。また、その7件は、性格・気質にも要因があるケースであった。 ○包括自立と連携した権利擁護ケース：2件 相談内容：生活困窮、居住地支援（住居を退去させられた当日に公道上で保護、相談に至ったケース） ○研修会等への参加実績 5回 ・令和7年度成年後見セミナー ・北海道高齢者虐待防止推進研修会【現任者編】 ・令和7年度 地域包括ケアセミナー ・函館市の高齢者虐待の現状と虐待防止 ・令和7年度函館市高齢者・障がい者虐待防止講演会 ○包括内事例検討会 1回 ・同居の息子が急逝し、隣人が本人の金銭管理等を任意で行っているケース。 ○包括内勉強会の開催 1回 ・講師：松倉行政書士事務所 内容：遺言書基礎講座 ○担当弁護士への相談件数 10件 内容：債務整理、不動産関係の疑問、成年後見制度 等	実件数	26(19)	高齢者虐待	9(5)	成年後見等	7(5)	消費者被害	0	困難事例	19(15)	個人的要因		社会的要因		認知症	19(15)	家族の問題	14(10)	知的・精神・発達障害	9(4)	身寄りなし	10(8)	疾病・依存症	9(7)	経済困窮	13(9)	性格・気質	16(10)	地域との関係	8(7)	その他	1(1)	その他	6(6)	【活動目標】 多様化する権利擁護ケースに対応できるよう、知識を深め支援体制を整備することができる。 【評価】 ・全相談ケースを朝礼にて全職員で共有し、権利擁護ケースとしての対応が必要か検討した。対応に苦慮するケースは、定例会議において全職員で共有したことから、質問や意見があがり、必要に応じて事例検討の実施等を行い、支援体制を整備することができた。 ・事例検討会では、ケースを掘り下げてアセスメントし、本人と本人を取り巻く環境を整理したことで、個別ケア会議の開催に繋がったケースがあった。 ・家族の問題や生活困窮のケースは、包括自立と情報共有し、必要に応じて連携を図り、協働して支援を行った。 ・緊急対応等について、包括内で速やかに対応を検討し、複数の職員で対応するなど、役割分担が明確にできており、迅速に対応できた。 ・研修会等へ積極的に参加し、知識や対応力の向上を図った。不参加の職員には包括内で伝達研修や研修会資料を共有することで、知識の習得やスキルアップに繋げることができた。 ・包括内勉強会は、令和2年に法改正があったことや、実際に相談があったことから、遺言書に関する法改正の内容で行政書士事務所の行政書士に講師を依頼し、開催した。全職員が参加し、職員のスキルアップに繋がった。 ・担当弁護士の定期来所時に、業務で生じた法的な疑問や困難について質問し、対応へ活用した。 ・以上のことから、権利擁護ケースの検討、包括自立との連携、今まで対応機会が少なかった内容の勉強会を開催し、知識を深める機会を持つことができたため、目標は達成できたと評価する。今後も継続して知識を深める機会を持つ必要があると考える。 ・今後の課題として、認知症や精神疾患に本人の性格等が影響するケースが年々増えている。疾患か本人の特性によるものかをアセスメントし、支援する必要があると考える。また、身寄りがいないため、成年後見制度の市長申立てを行うケースが年々増加している。申立てに関する支援を包括で行うことが増えており、制度改正が施行される見通しであるため、成年後見制度に関する情報を包括内で共有する必要があると考える。 ・その他、今まで包括と全く関わりがなかった方が、急遽居住支援を必要とするケースが今年度は4件あり、包括自立と連携して支援を行った。今後もこのようなケースが増えると考えられるため包括自立との連携が必要である。
実件数	26(19)																																		
高齢者虐待	9(5)																																		
成年後見等	7(5)																																		
消費者被害	0																																		
困難事例	19(15)																																		
個人的要因		社会的要因																																	
認知症	19(15)	家族の問題	14(10)																																
知的・精神・発達障害	9(4)	身寄りなし	10(8)																																
疾病・依存症	9(7)	経済困窮	13(9)																																
性格・気質	16(10)	地域との関係	8(7)																																
その他	1(1)	その他	6(6)																																

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.包括職員が権利擁護に関する知識を深めることで、多様化するケースの対応に活用することができる。	1-①相談受付体制、ケース支援 ・相談ケースを全職員で共有し、権利擁護の視点を持ち支援方針を協議する。 ・緊急対応が必要な相談について、対応方法等を速やかに検討し、役割分担（複数職種や複数職員等）を明確にし対応する。 ・対象者の家族や関係性についてもアセスメントし、家族支援の必要性を検討する。 ・生活困窮や精神障害等の困難を抱えるケースについて、包括自立と連携して対応を検討する。 1-②知識・対応力の向上 ・成年後見制度等、権利擁護に関する研修会等に参加し、参加できなかった包括職員へ情報伝達を行う。 ・権利擁護業務に関係する機関へ講師の依頼を行い、勉強会や意見交換会を開催する。 ・権利擁護ケースを朝礼や定例会議において全職員で共有し、必要時には事例検討を実施する。 ・ケース等で生じた困難な事例や法制度に関する疑問を、担当弁護士の定期来所時に相談することで知識の向上を図る。	・相談内容の内訳 ・相談件数 ・包括自立と連携した内容 ・支援内容 ・研修会等参加実績 ・勉強会等の開催実績 ・事例検討の内容、件数 ・弁護士への相談回数、内容

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和7年度 活動評価																					
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																				
権利擁護 業務	○権利擁護相談対応状況 ・相談者内訳 ※年度新規のみ (件)	【活動目標】 地域住民が権利擁護について知る機会を得ることが できる。																				
	<table><tr><td colspan="2">相談者種別</td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>6</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>2</td></tr><tr><td>障害関係</td><td>1</td></tr><tr><td>知人・近隣住民</td><td>5</td></tr><tr><td>行政関係</td><td>3</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>1</td></tr><tr><td>警察・消防</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>19</td></tr></table>	相談者種別		介護支援専門員	6	医療機関	2	障害関係	1	知人・近隣住民	5	行政関係	3	介護保険事業所	1	警察・消防	1	合計	19	【評 価】 ・地域住民や権利擁護ケースで関わった住民に、 早期相談の重要性や包括が相談先であること、 出前講座開催について、継続的に周知している。 また、広報紙やリーフレット等を配布し周知を図 り、権利擁護について知る機会を設けることがで きた。 ・民児協に毎月出席し、権利擁護に関する情報発 信を適宜行った。出席した民生委員から相談があ り、権利擁護支援に繋がったケースがあった。 ・権利擁護に関する出前講座の依頼はなかったが 認知症などに関連させて権利擁護の内容を組み込 んだ。また、テーマに希望がない場合には包括か ら働きかけて、権利擁護をテーマに開催してい る。 ・出前講座やケア会議、運営推進会議等で広報、 啓発を行うことで地域住民が権利擁護を知る機会 を得ることができたため、目標は達成できたと評 価する。 ・以上のことから、今後も引き続き出前講座や地 域ケア会議等を通して、地域住民が権利擁護につ いて知る機会を得られるように、アプローチして いく必要がある。		
	相談者種別																					
	介護支援専門員	6																				
	医療機関	2																				
	障害関係	1																				
	知人・近隣住民	5																				
	行政関係	3																				
	介護保険事業所	1																				
	警察・消防	1																				
	合計	19																				
	○関係機関からの権利擁護相談件数 ※年度新規のみ (件)																					
	<table><tr><td rowspan="4">虐待ケース</td><td>介護支援専門員</td><td>1</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>1</td></tr><tr><td>知人・近隣住民</td><td>0</td></tr><tr><td>行政関係</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="5">困難ケース</td><td>介護支援専門員</td><td>5</td></tr><tr><td>知人・近隣住民</td><td>4</td></tr><tr><td>介護保険事業所</td><td>1</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>1</td></tr><tr><td>警察・消防</td><td>1</td></tr></table>	虐待ケース	介護支援専門員	1	医療機関	1	知人・近隣住民	0	行政関係	2	困難ケース	介護支援専門員	5	知人・近隣住民	4	介護保険事業所	1	医療機関	1	警察・消防	1	
	虐待ケース		介護支援専門員	1																		
			医療機関	1																		
知人・近隣住民			0																			
行政関係		2																				
困難ケース	介護支援専門員	5																				
	知人・近隣住民	4																				
	介護保険事業所	1																				
	医療機関	1																				
	警察・消防	1																				
○関係機関との懇談会や意見交換等の実施実績 5回 ・令和7年度 高齢者の権利擁護を考える集い ・道南在宅ケア研究会 2025年度会員総会・第58回定例会 ・法テラスと包括支援センターの懇談会 ・医療ソーシャルワーカー協会と包括の意見交換会 ・PSW協会と包括の意見交換会	【活動目標】 関係機関が包括との関係を維持し、権利擁護の理 解を深めることができる。																					
○関係機関の広報紙配布先 (圏域外) (件)	【評 価】 ・広報紙の発行時や権利擁護に関するリーフレッ ト等の配布を通して、関係機関へ情報提供を行っ た。また、ケースの進捗報告や運営推進会議等の 情報交換の機会を通じて、連携を継続したことで 出前講座の依頼があり、権利擁護の理解を深める ことに繋がった。 ・関係機関で開催している意見交換会や懇談会等 へ参加し、関係の構築を図った。 ・包括の主任ケアマネと協働し、圏域の居宅介護 支援事業所（以下「居宅」という。）等のケアマ ネ向けに困難ケース支援のための社会資源につい て勉強会を開催した。アンケート結果では、「理 解が深まった」という意見が多く、困難ケースに 関する知識の向上を図ることができた。 ・関係機関と関わる機会を通して、出前講座の広 報を継続して行った。令和6年度依頼があり、出 前講座を開催した事業所から、前回よりも一歩進 んだ内容での開催依頼があった。参加者からは 「知識の向上に繋がった」との声があった。 ・以上のことから、目標は達成できたと評価する 今後もケアマネをはじめ、関係機関との関係の維 持および知識の向上を図る必要がある。																					
<table><tr><td>医療機関</td><td>21(11)</td></tr><tr><td>銀行</td><td>2</td></tr><tr><td>郵便局</td><td>8(1)</td></tr><tr><td>居宅</td><td>6</td></tr><tr><td>サービス事業所・施設</td><td>##</td></tr></table>	医療機関	21(11)	銀行	2	郵便局	8(1)	居宅	6	サービス事業所・施設	##												
医療機関	21(11)																					
銀行	2																					
郵便局	8(1)																					
居宅	6																					
サービス事業所・施設	##																					
○権利擁護に関する出前講座 2件 ・消費者被害について（町会） ・高齢者虐待について（複合型施設、特養）																						
○広報・啓発の実施実績（広報紙、リーフレット配布） ・高齢者虐待：5回 ・成年後見制度：1回 ・消費者被害：6回																						
○圏域のケアマネ向けの勉強会等 ・テーマ：困ったときに頼れる社会資源を知ろう♪ ～どんな時、利用できるの？老福サービスにつ いて～																						
○その他 ・成年後見制度について（サロンひだまり） ・成年後見制度について（サロンひだまり）																						

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
2.地域住民が権利擁護について知る機会を得ることができる。	2 地域住民への広報・啓発 ・地域住民への広報紙やリーフレット配布時、およびケースでの関わりを通して、包括が権利擁護の相談先であること、早期に相談する重要性や相談のタイミング、方法を周知する。 ・認知症をはじめとした権利擁護に関連するテーマで出前講座の依頼があった際に、成年後見制度や虐待等の内容を併せて開催できるように工夫する。 ・民児協で権利擁護に関する情報提供を行い、定期的に民生委員との情報交換を行う。 ・地域の支援者との懇談や運営推進会議等の場で、気になる高齢者等がいないか声掛けを行う。	・ 広報、啓発の実施状況
3.関係機関が包括との連携の中で、権利擁護について相談することができる。	3 関係機関とのネットワークの維持・構築 ○関係機関 医療機関、銀行、郵便局、警察、居宅、サービス事業所（以下「事業所」という。）地域密着型サービス事業所（以下「地域密着型」という。） ・広報紙やリーフレット等の配布により情報提供を行う。 ・関係機関との関わり時に、気になるケースの情報交換や対応事例を用いて早期相談の重要性について説明する。 ・ケース対応での関わり時や運営推進会議等への出席時に、進捗状況の報告を都度行う他、出前講座の周知を行う。 ・関係機関との懇談会や意見交換会等に参加する。 ・関係機関向けの権利擁護に関する出前講座を開催する。 ・包括の主任ケアマネと連携し圏域内の居宅へ向けて、権利擁護に関する勉強会を開催し、ケアマネの知識向上を図る。	・ 関係機関からの権利擁護相談件数 ・ 関係機関からの権利擁護相談内容 ・ 懇談会や意見交換会等への参加実績 ・ 広報紙配布先 ・ 勉強会の開催状況

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価															
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価														
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務	○合同ケアマネジメント研修 同じ内容で2回	【活動目標】 本人や地域の強みを活かした自立支援を意識した ケアマネジメントができる。														
	<table><tr><td>テーマ</td><td>「その人らしさ」を意識したケアプランの 作成</td></tr><tr><td>開催目的</td><td>多くのケアマネが、インタークからアセスメン ト、ケアプラン立案、モニタリング、再ア セスメントに至る一連の過程で必要なスキル が向上し、自立支援を意識したケアマネジメン トを行うことができることを目的とする。</td></tr><tr><td>開催内容</td><td>①その人らしさの支援とは「自立支援」その もの ②「自分らしさ」を意識したプランニング ③事例紹介 ④利用者の幸せに寄り添う</td></tr></table>	テーマ	「その人らしさ」を意識したケアプランの 作成	開催目的	多くのケアマネが、インタークからアセスメン ト、ケアプラン立案、モニタリング、再ア セスメントに至る一連の過程で必要なスキル が向上し、自立支援を意識したケアマネジメン トを行うことができることを目的とする。	開催内容	①その人らしさの支援とは「自立支援」その もの ②「自分らしさ」を意識したプランニング ③事例紹介 ④利用者の幸せに寄り添う	【評 価】 ・合同ケアマネジメント研修（以下「合同研修」 という。）に、居宅は5事業所（6事業所中）、施 設は2事業所からケアマネが参加した。 ・圏域ケアマネジメント研修（以下「圏域研修」 という。）のアンケート結果からケアマネのニー ズに沿った内容であり、圏域研修の研修目的は達 成できたと評価する。 ・令和6年度同様、圏域研修は、民生委員と居宅 ケアマネの懇談会と同時に開催し、前半は講話、 後半は懇談会とした。令和6年度ケアマネが望が あった「高齢者以外の対象者への支援」を継続し てテーマに掲げ、今年度で2回目の実施となった。 なお、研修の内容、開催方法は「西部地区を元気 にする会」（以下「元気にする会」という。）で 検討、決定している。 ・以上のことから、目標は達成できたと評価する 来年度の合同研修は、「令和9年度 介護保険制 度改正のポイントを学ぶ」をテーマに開催するこ とから圏域研修ではより実践的な内容の開催とな るため、「元気にする会」で内容を検討する必要 がある。								
	テーマ	「その人らしさ」を意識したケアプランの 作成														
	開催目的	多くのケアマネが、インタークからアセスメン ト、ケアプラン立案、モニタリング、再ア セスメントに至る一連の過程で必要なスキル が向上し、自立支援を意識したケアマネジメン トを行うことができることを目的とする。														
	開催内容	①その人らしさの支援とは「自立支援」その もの ②「自分らしさ」を意識したプランニング ③事例紹介 ④利用者の幸せに寄り添う														
	○圏域ケアマネジメント研修 1回															
	<table><tr><td>テーマ</td><td>「高齢者以外の対象者への支援について」</td></tr><tr><td>開催目的</td><td>合同ケアマネジメント研修の内容を踏まえて より実践的な内容で理解を深める。また、地 域の支援者とケアマネが顔の見える関係性を 構築し、お互いの役割を知り、連携、協働を 図ることを目的とする。</td></tr><tr><td>開催内容</td><td>①講話：「障害サービスについて～相談支援 事業所の役割と業務」 講師：相談支援事業所 管理者 ②グループワーク ・講話についての意見交換 ・みんなで支える助け合いの輪（地域包括ケ アシステム）について ・本人や地域の強みを活かし、自立支援を意 識したケアマネジメントについて</td></tr></table>	テーマ	「高齢者以外の対象者への支援について」	開催目的	合同ケアマネジメント研修の内容を踏まえて より実践的な内容で理解を深める。また、地 域の支援者とケアマネが顔の見える関係性を 構築し、お互いの役割を知り、連携、協働を 図ることを目的とする。	開催内容	①講話：「障害サービスについて～相談支援 事業所の役割と業務」 講師：相談支援事業所 管理者 ②グループワーク ・講話についての意見交換 ・みんなで支える助け合いの輪（地域包括ケ アシステム）について ・本人や地域の強みを活かし、自立支援を意 識したケアマネジメントについて									
	テーマ	「高齢者以外の対象者への支援について」														
	開催目的	合同ケアマネジメント研修の内容を踏まえて より実践的な内容で理解を深める。また、地 域の支援者とケアマネが顔の見える関係性を 構築し、お互いの役割を知り、連携、協働を 図ることを目的とする。														
	開催内容	①講話：「障害サービスについて～相談支援 事業所の役割と業務」 講師：相談支援事業所 管理者 ②グループワーク ・講話についての意見交換 ・みんなで支える助け合いの輪（地域包括ケ アシステム）について ・本人や地域の強みを活かし、自立支援を意 識したケアマネジメントについて														
・圏域ケアマネジメント研修のアンケート結果（ケアマネ） （％）																
<table><tr><td>テーマ</td><td>とても良い・良い</td><td>100.0</td></tr><tr><td rowspan="2">内容</td><td>理解が深まった</td><td>83.3</td></tr><tr><td>懇談会に参加して良かった</td><td>100.0</td></tr><tr><td rowspan="3">本人や地域の強みを活かし 自立支援を意識したケアマ ネジメントの実施</td><td>できていた</td><td>8.3</td></tr><tr><td>できそうである</td><td>58.3</td></tr><tr><td>あまり自信がない</td><td>33.3</td></tr></table>	テーマ	とても良い・良い	100.0	内容	理解が深まった	83.3	懇談会に参加して良かった	100.0	本人や地域の強みを活かし 自立支援を意識したケアマ ネジメントの実施	できていた	8.3	できそうである	58.3	あまり自信がない	33.3	
テーマ	とても良い・良い	100.0														
内容	理解が深まった	83.3														
	懇談会に参加して良かった	100.0														
本人や地域の強みを活かし 自立支援を意識したケアマ ネジメントの実施	できていた	8.3														
	できそうである	58.3														
	あまり自信がない	33.3														
○「西部地区を元気にする会」の実施状況 2回	【活動目標】 ケアマネと本人を取り巻く地域の支援者や関係機 関などと、包括が顔の見える関係性を継続し、連 携、協働を図ることができる。															
1回目 ・包括より情報提供（各職種、包括自立） ・令和7年度の居宅の体制について ・5月開催予定の居宅ケアマネと事業所の懇談会について	【評 価】 ・「西部地区を元気にする会」について、1回目 は、圏域の居宅数が減少し、ケアマネが減少す る中でどのような活動が行えるかについて意見交 換を実施し、圏域内の事業所にも協力を呼び掛 ける															
2回目 ・あさひまつりについて ・10月開催予定の圏域ケアマネジメント研修について																

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.圏域内のケアマネが、地域包括ケアを意識した、より質の高いケアマネジメントを考えることができる。	1-①合同ケアマネジメント研修の開催（2回 11/12、11/13） 〈テーマ〉 令和9年度 介護保険制度改正のポイントを学ぶ 〈研修形態〉 講義・演習（ハイブリッド） 〈内容〉 ①介護保険制度改正のポイント ②介護支援専門員に求められること 1-②圏域ケアマネジメント研修の開催（11月以降） 〈テーマ〉 高齢者以外の対象者への支援について（3回目） 〈研修形態〉 講義・演習 〈内容〉 ・「西部地区を元気にする会」で検討、決定する。 ・合同ケアマネジメント研修を踏まえた内容で開催する。	・ケアマネジメント研修の内容など（合同、圏域） ・ケアマネジメント研修や懇談会等の開催時のアンケート結果

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価	
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務	○圏域居宅ケアマネ向け勉強会等の実施状況		ことを決定した。また、5月に開催した「居宅ケ アマネと事業所の懇談会」の内容についても検討	
	・1回目		し、決定した。2回目は、居宅だけではなく事業	
	テーマ	「居宅ケアマネとサービス事業所の懇談会 ～教えて！いまさら聞けない〇〇～」	所も参集し、デイサービス事業所1か所が参加し	
	開催内容	①函館視力障害センターより情報提供	た。「あさひまつり」のボランティアとして協力	
		②各事業所（居宅、事業所）の特徴の紹介	を依頼し、3事業所5名のケアマネが企画、準備、	
		③懇談会	運営を行った。また、10月開催の圏域研修の内	
		・ケアマネ（事業所）との連携で大変だっ たこと、うまくいったことなど	容、開催方法も決定した。2回共に、参加者全員	
	・事業所として欲しい情報など	が発言し、活発な意見交換が行われた。		
	・質疑応答、グループ発表	・平成27年度から毎年居宅を個別に訪問し、居宅		
	・2回目		の体制などを聞き取っていたが、「元気になる	
テーマ・	「困ったときに頼れる社会資源を知ろう♪ ～どんな時、利用できるの？老福サービス	会」や勉強会、来所時等にその都度相談があった		
講師	について～」講師：包括社会福祉士	ことから、居宅の体制を聞き取ることができてい		
開催内容	・勉強会 ・質疑応答	たため、個別の居宅訪問は実施しなかった。その		
・アンケート結果		代わりに「居宅管理者懇談会」を実施し、管理者		
		ならではの悩みごとなど、これまで聞くことがで		
		きなかった内容を把握できた。また、介護保険施		
		設訪問を行い、合同研修の案内持参時や運営推進		
		会議等で接する際に体制等を確認しているが、今		
		後はどのような形で実施するか再度検討する必要		
		がある。		
		・朝礼や月2回の定例会議に包括自立も出席し、		
		ケース検討や事例検討を行った。包括自立のケー		
		ス検討にも参加したことで、高齢者以外の対象者		
		やお金の問題等にも支援の視点が広がり、職員の		
		スキルアップに繋がった。また、各種研修会に積		
		極的に参加し、参加できなかった職員には伝達研		
		修を行った。		
		・勉強会、圏域研修では視力障害センター、相談		
		支援事業所、事業所を参集し、多職種連携を図っ		
		た。また、担当者会議に視力障害センターが出席		
		したケースも1件あった。		
		・ケアマネからの困りごとに関する問い合わせ		
		（以下「困りごとの問い合わせ」という。）につ		
		いて、ケアマネ支援に繋がるケースがあるか毎月		
		分析したが、単なる問い合わせが多く、ケアマネ		
		支援として繋がるケースはなかった。内容は、		
		「請求」に関するものが多かった。また、民生委		
		員からの問い合わせについても集積した。民生委		
		員からは電話や来所だけではなく、毎月出席する		
		民児協の場での問い合わせが多かった。民児協に		
		出席することが、包括職員と民生委員の顔の見え		
		る関係性を継続している。		
		・ケアマネ支援、権利擁護ケースでケアマネが関		
		わっているケースを集計、分析した。ケアマネ支		
		援では「相談者」、「支援に至った要因」共に昨		
		年と差異はなかった。ケアマネが関わった権利擁		
		護ケースでは発生要因として「認知症」、「身寄		
		りのない人への支援」など、ケアマネが困難に感		
		じている要因を確認することができた。権利擁護		
		ケースでは個別の問題が大きく、ケアマネだけで		
		は対応できないケースが一定数あり、包括の介入		
		の必要性を再確認することができた。		
		・困りごとの問い合わせ、ケアマネ支援、権利擁		
		護ケースの内容からケアマネが包括へ相談しやす		
		い環境は整っていると評価する。		
		・民生委員と居宅ケアマネの懇談会の開催は3回		
		目であり、民生委員、ケアマネ共に顔の見える関		
○包括内勉強会等の実施状況				
・包括内勉強会：圏域研修に参加				
・事例検討会 2回				
①債務があり、退去させられた高齢者の支援方法について				
②同居の息子が急逝し独居、隣人が本人の金銭管理を任意で				
行っているケース				
・その他各種研修会への参加		39回		
○居宅合同事例検討会の参加状況		3回		
・夫婦共にアルツハイマー型認知症の高齢夫婦世帯。キー				
パーソンの遠方の長女がサービスを削減したケースにつ				
いて～主任ケアマネ参加				
・膀胱ストーマ留置のため訪問看護を利用しているが、受診				
に拒否があり、主治医が指示書を記載できないケースにつ				
いて～ケアマネ参加				
・癌末期で住宅有料老人ホーム入居中。ホスピスに移るタイ				
ミングやターミナルケアについて～ケアマネ参加				
○居宅管理者懇談会		1回		
・あさひまつりの手伝いについて		・圏域研修について		
・居宅の体制や困りごとについて		・意見交換		
○個別ケア会議への居宅ケアマネの参加状況：5件/6件中				
（内容に関しては「地域ケア会議推進事業」参照）				
・居宅ケアマネから開催依頼が2件（内1件は開催に至ら				
ず）あった。				
○広報・啓発				
・「元気になる会」で令和6年度のケアマネからの問い合わ				
せの内容をまとめ配布している。				
・勉強会や圏域研修、元気になる会等で包括に相談する有効				
性を広報している。				

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
2.ケアマネと本人を取り巻く地域の支援者や関係機関などと、包括が顔の見える関係性を継続し、連携、協働を図ることができる。	2-①ケアマネが包括へ相談しやすい環境をつくり、適切な支援に繋げる。 ・ケアマネのニーズや困りごとを知るために、ケアマネからの問い合わせの集積を継続する。 ・集積したケアマネの困りごとを分析し、必要に応じてケアマネ支援として対応する。 ・ケアマネのニーズに沿った勉強会、懇談会等を開催する。 ・ケース支援、委託ケースや各事業を通じて、また勉強会等の案内を持参するなど、ケアマネと顔の見える関係性を継続し、必要時に聞き取りを行う。 2-②ケアマネへ適切な支援に繋げるために包括職員のスキルアップを図る。 ・包括職員向けの勉強会等を開催する。 ・ケアマネ支援の視点を持ち、ケースの検討やケアマネの困りごとを集積する。 ・ケアマネからの問い合わせや相談ケースについては朝礼等において職員間で共有し、支援方針を協議する。また、支援終了後は支援内容の振り返りを行う。支援経過を回覧する。 ・他職種との交流、連携を図る。 ・居宅合同事例検討会への参加。 2-③ケアマネと地域の支援者や関係機関などが繋がるための支援 ・地域ケア会議を活用する。 ・ケアマネと地域の支援者、関係機関、包括との懇談会を開催する。 ・構築できている関係性を継続できるように後方支援する。 ・ケアマネが他職種との交流、連携を図れるように支援を行う。 2-④「西部地区を元気にする会」の開催 ・勉強会、懇談会、圏域研修のテーマや内容、開催方法を検討する。 ・第1回目は4月14日に開催予定。令和8年度の活動内容や5月開催予定の居宅ケアマネの勉強会、懇談会の開催内容を検討する。 2-⑤広報・啓発 ・ケアマネに包括へ相談する有効性を継続して周知する。 ・ケアマネの困りごとの内容については居宅ケアマネと共有する。	・懇談会等の開催数と内容 ・包括内勉強会の回数と内容 ・ケアマネからの困りごとの内容 ・居宅合同事例検討会への参加回数と内容 ・西部地区を元気にする会の開催回数と内容 ・地域ケア会議にケアマネが参加した件数 ・周知方法・内容

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価	
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務	○ケアマネからの困りごとに関する問い合わせ (件)		係性が継続できている。アンケート結果からも民生委員のニーズに沿った内容であったと評価する ・「あさひまつり」では居宅ケアマネがボランティアとして参加し、民生委員、事業所、ケアマネや圏域内にある施設が入居者を連れて参加しており、連携、協働は図られていると考える。 ・以上のことから、目標は達成できたと評価する 今度も「元気にする会」を中心に、ケアマネと本人を取り巻く環境（地域の支援者等）と包括が継続して顔の見える関係性を維持し、連携、協働を図る必要がある。	
	介護保険制度	請求		11
		軽微な変更		0
		その他（内容抜粋） ・高額介護サービス費 ・委託業務について ・認定取り下げ など		13
		老福サービス		6
		その他 ・庭木の剪定業者 ・料金の安い福祉タクシー		4
	○介護支援専門員に対する個別支援 ・相談者 (件)			
	介護支援専門員			4
	対象者の家族			1
	センターの判断			3
	・支援に至った要因 (件)			
	対象者の問題			3
	家族の問題			2
	ケアマネ自身の問題			2
	関連制度理解	総合事業		1
		老福		1
	○ケアマネが関わった権利擁護ケース (件)			
				令和6年度 令和7年度
	権利擁護ケース			20 26
	ケアマネが関わったケース			12 7
	・発生要因 (件)			
	個人的要因	認知症		10 5
		疾病・依存症		5 1
		性格・気質		5 3
	社会的要因	家族の問題		9 3
身寄りがない		2 2		
経済困窮		6 3		
地域との関係		0 3		
○民生委員と居宅ケアマネの懇談会のアンケート結果 (テーマ、内容、ケアマネのアンケート結果はP14参照)				
・民生委員 (%)				
テーマ	とても良い・良い	92.9		
内容	理解が深まった	42.9		
	学びになった	50.0		
	懇談会に参加して良かった	78.6		
	今後、ケアマネと連携を図りたい	35.7		
	次回も参加したい	50.0		

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(イ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○個別ケースの検討を行う地域ケア会議の開催状況

(件)

	令和6年度	令和7年度
計画数値	5	5
開催回数	5	6

・ケース1

参加者	民生委員、在福、ケアマネ、郵便局、 函館西警察署
検討内容	認知機能と身体機能の低下により頻回に 転倒あり。地域の支援者とケアマネを繋 ぎ情報共有、役割分担を検討。見守り体 制、連絡体制の構築を図った。
有した機能	個別課題解決、ネットワーク構築

・ケース2

参加者	近隣住民、民生委員、ケアマネ、 市生活支援課
検討内容	身体機能の低下により頻回に転倒あり。 地域の支援者とケアマネを繋ぎ、今後の 支援方法を共有、地域の支援者の負担感 の軽減を図った。
有した機能	個別課題解決、ネットワーク構築

・ケース3、ケース4

参加者	家族、民生委員、町会役員、ケアマネ、 事業所、市生活支援課、函館西警察署
検討内容	共に認知症の高齢夫婦世帯。身体機能の 低下、認知症のため適切な対応ができな いなど自宅での生活が困難になってきて いる。ケアマネ、事業所、関係機関、地 域の支援者を繋ぎ、情報共有、見守り体 制、連絡体制の構築を図った。
有した機能	個別課題解決、ネットワーク構築

・ケース5

参加者	隣人、町会長、ケアマネ、事業所
検討内容	同居の長男が急逝した独居高齢者。近所 の知人が金銭管理をしているが不透明な 部分も多い。ケアマネ、地域の支援者、 事業所が情報共有し、課題について検討
有した機能	個別課題解決、ネットワーク構築

・ケース6

参加者	マンション管理人、マンション自治会長 市生活支援課、函館西警察署
検討内容	マンション在住で妄想がある独居高齢者 管理人、自治会長が気に掛けている。情 報共有、役割分担、今後の支援方法を検 討。連絡体制の構築を図った。
有した機能	個別課題解決、ネットワーク構築

【活動目標】

専門職と地域の支援者が個別課題を一緒に考え、
地域課題へ展開させることができる。

【評 価】

・月2回の定例会議でケースを検討、個別ケア会
議開催の必要性を検討し、ケース選定を行った。
定例会議で開催を決定し、準備を進めていたが、
入院や施設入所等で急速開催できないケースが3
件あった。
・ケース5は居宅ケアマネから、ケース6はマン
ション管理人から「関係機関で集まって会議をし
て欲しい」と要望があり、個別ケア会議開催に繋
がった。開催できなかった1件も居宅ケアマネから
要望があり、検討に至っている。
・6件全てが認知症（疑いを含む）ケースで「見
守りが必要」が個別課題として抽出された。抽出
された個別課題を専門職と地域住民、地域の支援
者と共有し、一緒に検討することができた。
・民間企業（郵便局）、函館西警察署、市生活支
援課、マンションの管理人、自治会長など、ケー
スに応じ参加者を参集でき、ネットワーク構築を
図ることができた。6件中5件で居宅ケアマネが参
加している。
・個別ケア会議終了後、個別ケア会議に参加した
民生委員には毎月出席する民児協の場で報告を行
い、居宅ケアマネや関係機関には電話や来所時に
モニタリングの実施と報告を行った。会議で検討
した内容が継続できていることや居宅ケアマネが
会議内容をケアプランに反映していること、令和
6年度個別ケア会議を開催した対象者が施設入所
した際に、ケアマネから民生委員へ連絡があった
ことを確認している。モニタリング未実施のケー
スについては順次実施する予定である。
・過去に、「認知症」が個別の課題として抽出さ
れた個別ケア会議に参加した民生委員から「認知
症について」の出席講座の依頼があり、開催した
熱心にメモを取る参加者や、成年後見制度につい
てなど、自分ごとと捉えているような質問があっ
たため、認知症への理解が進んだと考える。
・個別課題から地域課題へ展開する視点を持ち、
検討を行ったが、個別の問題が大きく、参加者と
地域課題を会議の場で共有するまでには至らな
かったため、目標は未達成と評価する。
・会議の場で地域課題を抽出することは難しいが
包括内では地域課題へ展開することはできている
ため、今後は会議で場で地域課題を抽出できるよ
うな会議の運営方法や包括内の体制を整える必要
がある。

地域ケア会議
推進事業

○自立支援型地域ケア会議 1回

【活動目標】

専門職と地域の支援者が個別課題を一緒に考え、地域課題へ展開させることができる。

【評価】

・月2回の定例会議でケースを検討、個別ケア会議開催の必要性を検討し、ケース選定を行った。定例会議で開催を決定し、準備を進めていたが、入院や施設入所等で急遽開催できないケースが3件あった。

・ケース5は居宅ケアマネから、ケース6はマンション管理人から「関係機関で集まって会議をして欲しい」と要望があり、個別ケア会議開催に繋がった。開催できなかった1件も居宅ケアマネから要望があり、検討に至っている。

・6件全てが認知症（疑いを含む）ケースで「見守りが必要」が個別課題として抽出された。抽出された個別課題を専門職と地域住民、地域の支援者と共有し、一緒に検討することができた。

・民間企業（郵便局）、函館西警察署、市生活支援課、マンションの管理人、自治会長など、ケースに応じ参加者を参集でき、ネットワーク構築を図ることができた。6件中5件で居宅ケアマネが参加している。

・個別ケア会議終了後、個別ケア会議に参加した民生委員には毎月出席する民児協の場で報告を行い、居宅ケアマネや関係機関には電話や来所時にモニタリングの実施と報告を行った。会議で検討した内容が継続できていることや居宅ケアマネが会議内容をケアプランに反映していること、令和6年度個別ケア会議を開催した対象者が施設入所した際に、ケアマネから民生委員へ連絡があったことを確認している。モニタリング未実施のケースについては順次実施する予定である。

・過去に、「認知症」が個別の課題として抽出された個別ケア会議に参加した民生委員から「認知症について」の出前講座の依頼があり、開催した熱心にメモを取る参加者や、成年後見制度についてなど、自分ごとと捉えているような質問があったため、認知症への理解が進んだと考える。

・個別課題から地域課題へ展開する視点を持ち、検討を行ったが、個別の問題が大きく、参加者と地域課題を会議の場で共有するまでには至らなかったため、目標は未達成と評価する。

・会議の場で地域課題を抽出することは難しいが包括内では地域課題へ展開することはできているため、今後は会議で場で地域課題を抽出できるような会議の運営方法や包括内の体制を整える必要がある。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.会議の場で認知症などの個別課題を地域住民や関係機関と一緒に考えることができる。 〈計画数値〉 開催回数 5回	1-①高齢者や家族が抱える課題を抽出するための包括内の体制整備 ・開催の必要性、目的や課題を包括内で共有し、協議する。 ・個別ケア会議の場で個別課題から地域課題へ展開する視点を持ち、課題を意識した進行をする。 1-②会議終了後の関わり ・会議終了後、モニタリングを実施し、継続開催や新たな課題の有無を検討する。 ・構築されたネットワークを継続する。 1-③自立支援型地域ケア会議の実施 1-④広報・啓発 ・居宅ケアマネ、事業所（地域密着型を含む）、地域の支援者に個別ケア会議の有効性を周知する。 ・広報紙に会議内容を掲載する。	・開催回数 ・会議内容 ・周知の有無

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

地域課題の検討を行う地域ケア会議の実施状況

（回）

	令和6年度	令和7年度
計画数値	2	2
開催回数	3	3

・函館公園 「新しい見守り体制について」

参加者	地域住民、町会役員、在福
地域課題	地域の見守り、支え合いが減少している
検討内容	令和5年住吉町、令和6年函館公園で早朝に犬の散歩をしている方々と新しい見守り体制を構築する地域ケア会議を開催。今年度は函館公園で夕方に犬の散歩をしている方々と見守りの必要性を共有。既存の社会資源を活用し、新しい見守り体制について話し合った。
有した機能	ネットワーク構築

・函館市立青柳中学校 「認知症・見守り体制について」

参加者	地域住民（函館市立青柳中学校PTA）
地域課題	・就労している地域住民が多く、町会活動などに参加できない。 ・若い世代が町会に加入しない。 ・人口が減少している。 ・親世代同士では親しかったが、親が亡くなることで交流がなくなる。 ・函館市立青柳中学校へ通学している生徒の親が学校周辺の状況を知らない。
検討内容	1.講話 「青柳中学校の周りを知っていますか？」 2.意見交換 「皆さんのまわりにもこんな人を見かけたことがないか考えてみてください」
有した機能	ネットワーク構築

・青柳町会 「担い手不足、見守り体制について」

参加者	町会役員
地域課題	地域住民や民間企業が日常生活の中で見守りを意識し、既存の見守り体制を維持することができる。
検討内容	青柳町会の役員会に出席。担い手不足や就労により、町会行事の中止や規模を縮小せざるを得ない現状について話し合いが行われた。今後、町会行事として予定しているバザー、餅つきの開催方法についても話し合った。
有した機能	ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発

○広報・啓発（個別・地域）

・令和8年2月発行の広報紙に掲載。

・民生委員、居宅ケアマネに活動報告書を作成し、配布。

【活動目標】

既存の見守り体制を維持、展開することができる。

【評 価】

・函館公園：令和3年度から「見守りの必要性」を地域課題として共有し、令和5年度は住吉町で犬の散歩をしている方々を対象に、令和6年度は函館公園で早朝に犬の散歩をしている方々を対象に地域ケア会議を開催し、新しい見守り体制をつくることができた。協力者を増やす中で、同じ函館公園でも早朝と夕方とでは集まるメンバーが違っていることを把握したため、今年度は夕方に地域ケア会議を開催した。犬を連れていなくとも、散歩中に顔見知りとなった方も参加した。会議では、令和6年度、地域ケア会議に参加した、早朝に犬の散歩をしている方からの相談事例を紹介した。見守りの必要性を共有することができ、新たな協力者を増やすことができた。

・函館市立青柳中学校：今回初めて、仕事と子育てで多忙な若い世代として、圏域内にある中学校のPTAを対象に、西部地区の高齢化と認知症に課題を絞って、地域ケア会議を開催した。気になる高齢者を見つけたという意見や自分の親が心配など、参加者から様々な話を聞くことができた。中学校では2年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催している。PTA世代にも西部地区の現状を知ってもらい良い機会となり、新たな見守りの協力者を増やすことができた。

・青柳町会：青柳町会の役員会において、役員のなり手不足、就労等による町会行事の中止や規模を縮小せざるを得ない町会の現状を確認できた。特に、餅つきなどの伝統行事では、高齢者が多く参加するため、町会行事が高齢者の見守りの場に繋がっているとの話も聞くことができた。このことから、以前、包括でボランティアを依頼したことがある圏域内小中学校と町会をマッチングした。小中学生がボランティアとして参加したことは、町会行事運営の一助になったと考える。なお、予定していた餅つきは役員の日程が合わず開催中止となった。

・会議終了後、参加した関係機関には広報紙配布時に合わせて訪問、情報交換を実施し、関係性を継続している。・令和6年度に開催した個別ケア会議、地域ケア会議の内容をまとめた活動報告書を圏域研修で民生委員、居宅ケアマネに配布し、報告を行った。開催内容については、令和8年2月号の広報紙に掲載した。

・開催した全ての地域ケア会議で、既存の社会資源を活用し、見守り体制を維持したことで、新たな協力者を増やすことができた。

・以上のことから目標は達成できたと評価する。今後も既存の見守り体制を維持し、展開していく必要がある。

地域ケア会議
推進事業

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
2.地域住民が既存の見守りを継続することができる。 〈計画数値〉 開催回数 2回	2-①地域課題やニーズに合わせた地域ケア会議を開催する。 ・開催内容に合わせて参集者を検討する。 ・会議終了後、振り返りを行い、関係者間のネットワークを継続する。 2-②地域ケア会議で関わった方と関係性を継続する。 ・犬の散歩の方や青柳中学校PTA、関係機関には広報紙配布時等に、意見交換を実施し、関係性を継続する。 2-③広報・啓発 ・居宅ケアマネ、事業所（地域密着型を含む）、地域の支援者に地域ケア会議の有効性を周知する。 ・広報紙に会議内容を掲載する。	・開催回数 ・会議内容 ・周知の有無

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価																							
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																						
第2層生活支援 コーディネーター業務	○新規ネットワーク構築数：10機関 ○新規ネットワーク構築の数のうち、第2層生活支援コーディネーター業務としてのネットワーク構築：4機関 ○町会行事への参加や小中学校、高等学校、児童館、事業所との意見交換などの実施数：18機関 (2月末現在) ○高齢者がよく利用する関係機関 米穀店：4店舗 ○総合相談や困難ケースなどで高齢者の見守りをした人や関係機関の内容 ・高齢者宅へ定期的に配達している本屋から、定期購読をしている高齢者宅へ配達に行くと、衰弱していたので心配。 ・就労継続支援B型の職員から、施設の近所でもかなり歩行状態の悪い高齢者を見かけたので心配。 ・郵便局より、貯金の半分で現金でおろそうとしてる高齢者がいる。話がちぐはぐで心配。 ・団地管理人より、大声で叫んだり、言動がおかしい高齢の母親と障害のある息子のことが心配。 ・犬の散歩中に出会う高齢女性の言動がおかしい。 ・居宅の前をふらふら歩いている高齢男性がいたので自宅まで送った。心配なので訪問して欲しい。 など ○個別ケア会議への参加者：民間企業（郵便局）、警察署、市生活支援課、マンション管理人、自治会長 ○地域ケア会議 (内容に関しては「地域ケア会議推進事業」参照) ・函館公園で、夕方に犬の散歩をしている方を対象に開催。新たな協力者：4人（犬3頭） ・青柳町会で高齢者の見守りを目的に開催。 ○広報、啓発回数 ・リーフレットの配布など：5回 ・出前講座によりリーフレット配布：3回 ○支え合いの活動について 地域と児童生徒ボランティアのマッチング	【活動目標】 高齢者の見守りや支え合いなど、協力してくれる人や関係機関が増える。 【評価】 ・新規ネットワーク構築機関は10機関、うち第2層生活支援コーディネーター業務としての新規ネットワーク構築機関は4件だった。 ・函館公園で、夕方に犬の散歩をしている方を対象に地域ケア会議を開催し、新たに4人の協力者が増えた。 ・マンション管理人から個別ケア会議開催の希望があった。また、総合相談や困難ケースでは、本屋や就労継続支援B型職員、居宅、郵便局、犬の散歩の人など実際に心配な高齢者を見かけた時に包括へ連絡し、その後も見守りを継続してくれていた。 ・支え合い活動として、西部地区の人口減少などから、担い手不足の現状がある。今年度は、町会行事や児童館行事等の担い手不足を補う人材として、函館市立青柳小学校の児童や函館市立青柳中学校の生徒、北海道函館西高等学校の生徒とマッチングし、ボランティアとして協力を得た。協力児童、生徒は、とても貴重な地域の人材であり、担い手となっている。 ・以上のことから、目標は達成できたと評価する。今後も高齢者の見守りや支え合いの協力者、関係機関が増えるように継続して働きかける必要がある。また、支え合い活動として、地域のニーズに合わせて、関係機関とボランティアのマッチングを行う必要がある。																						
	(人) <table border="1"> <tr> <td>西部児童館まつり</td><td>函館市立青柳中学校</td><td>12</td></tr> <tr> <td>谷地頭児童館まつり</td><td>北海道函館西高等学校</td><td>7</td></tr> <tr> <td rowspan="2">青柳町バザー準備</td><td>函館市立青柳小学校</td><td>1</td></tr> <tr> <td>函館市立青柳中学校</td><td>4</td></tr> <tr> <td>青柳町バザー</td><td>函館市立青柳中学校</td><td>8</td></tr> <tr> <td>西部児童館餅つき体験</td><td>函館市立青柳中学校</td><td>10</td></tr> <tr> <td>西部児童館ピザパンづくり</td><td>函館市立青柳中学校</td><td>9</td></tr> <tr> <td>東川町児童館節分会</td><td>函館市立青柳中学校</td><td>5</td></tr> </table>	西部児童館まつり	函館市立青柳中学校	12	谷地頭児童館まつり	北海道函館西高等学校	7	青柳町バザー準備	函館市立青柳小学校	1	函館市立青柳中学校	4	青柳町バザー	函館市立青柳中学校	8	西部児童館餅つき体験	函館市立青柳中学校	10	西部児童館ピザパンづくり	函館市立青柳中学校	9	東川町児童館節分会	函館市立青柳中学校	5
西部児童館まつり	函館市立青柳中学校	12																						
谷地頭児童館まつり	北海道函館西高等学校	7																						
青柳町バザー準備	函館市立青柳小学校	1																						
	函館市立青柳中学校	4																						
青柳町バザー	函館市立青柳中学校	8																						
西部児童館餅つき体験	函館市立青柳中学校	10																						
西部児童館ピザパンづくり	函館市立青柳中学校	9																						
東川町児童館節分会	函館市立青柳中学校	5																						

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1.高齢者の見守りや支え合いなど、協力してくれる人や関係機関が増える。	1-①生活支援コーディネーター活動の中で、新たな協力者や関係機関とのネットワークを構築する。 1-②既にネットワークを構築している関係機関へは、広報紙配布時などに心配な高齢者や気になる高齢者がいないか確認し、継続した見守りの協力を働き掛ける。 1-③総合相談や困難ケース、権利擁護ケース対応、地域ケア会議（個別、地域）などを通して関わった関係機関や協力者へ、高齢者の見守りや支え合いについて説明する。構築したネットワークを継続する。 1-④高齢者の見守りや支え合いについて周知する。 ・広報紙に記事を掲載する。 ・高齢者の見守りや支え合いに関するリーフレットを配布する。 1-⑤地域のニーズに合わせて必要時には小中学校のボランティアなど、様々な資源のマッチングを行う。	・新規ネットワーク構築機関の有無 ・高齢者の見守りや支え合いに関するリーフレット配布の有無 ・高齢者の見守りや支え合いについて広報紙への記事掲載の有無 ・地域のニーズとマッチングした内容

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

事業内容

第2層生活支援
コーディネーター業務

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○活動中の自主活動グループ

入舟町いきいき健康教室、大森町いきいき健康クラブ、第二船見町いきいき健康教室、宝来町いきいき健康教室、なかよしクラブ、ゆる体操、サロンひだまり、道営東川団地、元町健康体操教室、船見第一町会いきいき健康教室、元町健康体操教室

【後方支援】

・脳トレ資料や熱中症や脳梗塞のリーフレット、見守りに関するリーフレットを配布。

・元町健康体操教室は、偶数月は2回、奇数月は1回の後方支援を行った。来年度は月1回の後方支援の予定となった。

○総合相談や見守りネットワーク事業で自主活動グループを紹介したが、参加には繋がらなかった。

○今年度から広報紙に「地域に広げよう つどいの輪」と題して、自主活動グループの紹介を始めた。広報紙掲載後に2名参加者が増えた。

○見守りネットワーク事業対象者の社会参加の状況について

・聞き取りできた人：118人

(人、%)

社会参加している	46	39.0
社会参加していない	72	61.0

・社会参加の内容（複数回答） (人)

就労	15
運動（スポーツクラブ）	10
趣味活動	10
高齢者大学など学習・教養	6
健康教室やサロン参加	10
ボランティア	3
老人クラブ	2
認知症家族会	1

○見守りネットワーク事業対象者の町会加入状況

・聞き取りできた人：118人

(人)

町会加入している	75
町会加入していない	41
不明	2

○弁天町健康づくり教室の参加者だった6人の終了後の動向

・住んでいる地域の町会の教室へ通所を継続している。

・近所の公園のラジオ体操が8月で終了し、プラチナフィットネスへ通っていたが体調を崩し中断、デイサービスへ通所し始めた。

・住んでいる地域の町会は教室の曜日が合わず、老人福祉センターの教室へ通い始めた。

・死亡

・携帯電話へ連絡するも現在使われておらず不明。

・体調を崩して休養中。

○東川団地の集いの場：タオル体操
(函館市地域リハビリテーション事業)

①6月25日10名 ②8月20日4名

【活動目標】

地域住民が社会参加することができる。

【評価】

・それぞれの自主活動グループの参加者数の増減はあるが、グループ数は減ることなく維持できている。

・自主活動グループ参加者や見守りネットワーク事業対象者に、社会参加や助け合いに関するリーフレットを配布した。

・総合相談時や見守りネットワーク事業対象者へ自主活動グループを紹介したが、繋がったケースはなかった。しかし、広報紙の記事を見て、2か所の自主活動グループで1名ずつ参加者が増えた。

・見守りネットワーク事業対象者に社会参加状況の聞き取り調査を行った。「社会参加している」が39%、「社会参加していない」が59%だった。令和6年度も「社会参加している」が40%ほどだったことから、見守りネットワーク事業対象者の3～4割の人は「社会参加している」ことがわかった。しかし、「社会参加していない」が6～7割ほどなので、今後も社会参加の推進が必要である。また「社会参加している」内容は、「就労」が一番多い結果であった。

・弁天町健康づくり教室終了後の参加者の状況を確認した。死亡や連絡がつかなくなった人もいたが、半数の3人が別のところへ繋がって活動を継続していた。

・自主活動グループ数の維持と広報紙の記事掲載後に参加者が増えたことから、目標は達成できたと評価する。今後も地域住民が参加できるように活動できる場の確保と情報を発信する必要がある

【活動目標】

既存の見守り体制を維持することができる。

【評価】

・犬の散歩は、朝夕で公園に来る人が違うため、令和7年度は夕方に地域ケア会議を開催したことで、見守りの協力者（犬）が増加した犬の散歩をしている協力者から、数人の気になる高齢者の情報や安否確認の問い合わせがあり、対応した。

・東川団地の集いは、当初、お互いを見守りを目的に始まった。しかし、参加人数が激減したため参加者を増やすことを目的に、函館市地域リハビリテーション事業を2回利用し、タオル体操を実施した。初めて参加した団地住民もおり、顔見知りになるきっかけになった。令和8年度も同様に、まずは、顔見知りになるきっかけづくりを目的に継続して開催していきたいと考える。

・既存の見守り体制としての犬の散歩と東川団地の集いは、維持することができたため、目標は達成できたと評価する。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
2.地域住民が活動してる場を維持することで、地域住民が社会参加できる。	2-①自主活動グループを継続できるように後方支援をする。 ・脳トレの資料や介護予防に関する情報を提供する。 ・参加者へ社会参加や助け合い活動の実践について意識づけを行う。 ・総合相談や見守りネットワーク事業、セルフマネジメント支援などを通して、自主活動グループや地域で活動しているグループの紹介やマッチングを行う。 ・リーダーや運営協力者の困りごとなどを一緒に検討する。 ・自主活動グループや地域で活動しているグループを「地域へ広げようつどの輪」として広報紙へ記事を掲載する。 2-②地域住民の社会参加状況とニーズの調査を行う 調査対象者：見守りネットワーク事業対象者 調査内容：就労、運動、趣味、学習などの項目で社会参加の有無。どんな集いの場が良いかニーズを聞き取る。 2-③地域住民からの集いの場のニーズがあった場合は、第2層協議体を設置、活動の場を立ち上げる。	・自主活動グループ数 ・後方支援の有無 ・自主活動グループ参加者へ社会参加や助け合い活動の周知の有無 ・地域住民の社会参加状況とニーズ調査の結果
3.既存の見守り体制を維持することができる。	3-①犬の散歩の協力者を増やせるような取り組みについて検討し、対応する。 ・協力者になり得そうな犬の散歩をしている方の情報収集を行う。 3-②地域住民からのニーズに合わせた、新たな見守り体制の立ち上げ等の取り組みについて、検討し、対応する。 3-③地域のニーズに合わせて地域の協力者や関係機関、社会資源などをマッチングする。	・見守り体制の継続の有無、内容

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
認知症総合支援事業	(ア) 認知症初期集中支援推進事業 ○認知症初期集中支援事業の利用件数：0件 (イ) 認知症地域支援・ケア向上事業 ①個別ケア会議6件 ・全ケースが認知機能の低下がみられ、幻覚や自宅に帰れないなどの症状があった。 ・全ケースで見守り体制と緊急時の連絡体制を構築した。 ・今年度開催した個別ケア会議からではないが、3月に2町会から認知症についての出前講座の依頼があった。 ・地域ケア会議（青柳中学校PTA） ②広報、啓発 ・広報紙8月号に認知症の記事掲載。 ・認知症ケアパスの配布 新規ネットワーク構築機関：10機関 見守りネットワーク事業対象者：118人 新規相談者や認知症についての相談者 認知症サポーター養成講座や出前講座 など ③認知症サポーター養成講座と出前講座の開催状況 【認知症サポーター養成講座】6回 ・函館市立あさひ小学校4年生 ・函館市立弥生小学校4年生 ・函館市立青柳小学校4年生 ・函館市立青柳中学校2年生 ・介護支援ボランティアポイント研修会 ・市全体の認知症サポーター養成講座とステップアップ講座 【出前講座】 ・宝来町 ・入舟町 ④認知カフェ 3月17日グループホームよろこびの家住慶で開催 ⑤認知症地域支援推進員連絡会へ参加 ⑥世界アルツハイマーデーの企画、準備参加 ⑦認知症に関する研修会参加：13回 ⑧包括内事例検討会2件	【活動目標】 (ア) 必要時認知症初期集中支援チーム員として、早期診断、早期対応を行う。 【評価】 認知症を疑われるケースも医療機関へ繋がることができ、介護保険サービスを利用するなどの対応ができていた。そのため認知症初期集中支援事業の利用を検討したケースはなかった。来年度も朝礼や定例会議でのケース検討時に認知症初期集中支援事業の活用を検討する。 【活動目標】 (イ) 地域住民が認知症を正しく理解し、認知症に対する理解者、協力者が増える。 【評価】 ・個別ケア会議は全て認知症または認知症が疑われるケースだった。会議に参加した参加者全員が認知症に対する理解者、協力者として今後も見守りを継続してくれることになった。 ・地域ケア会議では、仕事と育児で多忙な世代へ西部地区の現状と認知症について説明した。近所や通勤途中などで見かける心配な高齢者の見守りなど協力してくれることになった。小中学校の認知症サポーター養成講座の際には、「困っている様子的高齢者を見かけたら近くの人に伝えるよう」と話しをしている。地域ケア会議では児童生徒からそのような声があった場合は包括へ伝えるなど協力を依頼し、合意が得られた。 ・過去の個別ケア会議、地域ケア会議をきっかけに認知症についての出前講座の依頼があり、開催した。 ・小中学校の認知症サポーター養成講座は4年前から始まっており、当時4年生だった児童が来年度中学2年生になる。その生徒は2回目の認知症サポーター養成講座を受講することになるので講座内容を検討する必要がある。 ・認知症サポーター養成講座は、今まで団体を対象に開催していたが、個人受講者のニーズがあれば開催方法を検討する。 ・地域ケア会議や相談ケース、認知症サポーター養成講座、出前講座などから認知症を理解した協力者を増やすことができたため目標は達成できたと評価する。 ・来年度も認知症についての理解者や協力者が増えるように今年度同様に地域に働きかける。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
(ア) 認知症初期集中支援事業を活用し、対応する。 (イ) 地域住民が認知症（新しい認知症観や本人・家族の視点）を正しく理解し、認知症に対する理解者、協力者が増える。	(ア) 認知症初期集中支援推進事業 ①相談時に認知症初期集中支援事業の活用を検討する。 ・朝礼のケース報告時や定例会議で、認知症初期集中支援事業の活用が適切か検討し、ケース選定を行う。 (イ) 認知症地域支援・ケア向上事業 ①広報啓発 ・広報紙に認知症に関する記事を掲載する。 ・認知症ケアパスを配布する。 (新規ネットワーク構築機関、見守りネットワーク事業対象者、出前講座や認知症サポーター養成講座参加者、総合相談など相談者、地域ケア会議参加者など) ②認知症サポーター養成講座や認知症に関する出前講座の開催 ・函館市立あさひ小学校、函館市立青柳小学校、函館市立弥生小学校、函館市立青柳中学校 ・依頼のあった団体や関係機関 ・認知症サポーター養成講座や出前講座の案内を配布する。 ③認知症カフェを開催する。 ④総合相談などで相談内容によっては、個別ケア会議を開催する。地域課題が抽出の場合は地域ケア会議へ展開する。 ⑤認知症地域支援推進員連絡会へ参加する。 ⑥世界アルツハイマーデーの企画・準備へ参加する。 ⑦認知症地域推進員研修や認知症に関する会議や研修に参加する。 ⑧事例検討。 ⑨チームオレンジの検討。	・認知症初期集中支援チームの検討の有無 ・広報紙に記事掲載の有無 ・認知症ケアパスの配布の有無 ・認知症サポーター養成講座や出前講座開催の有無 ・認知症カフェ開催の有無